

○福岡県警察の巡査長に関する訓令（概要）

（昭和 4 2 年福岡県警察本部訓令第 1 5 号）

この訓令は、巡査長に関する規則(昭和 42 年国家公安委員会規則第 3 号)及び福岡県警察の組織に関する規則(昭和 50 年福岡県公安委員会規則第 11 号)に基づき、福岡県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とするものである。

主な内容として、

- 巡査長の設置
- 巡査長の行う職務
- 巡査長の任用
- 巡査長に充てる巡査に対する教養

の項目からなっている。